

公益財団法人山梨鈴木助成事業財団

令和8年度 助成事業募集案内

（公財）山梨鈴木助成事業財団では、県内に活動の本拠を有する非営利団体の皆様が実施する、本県の教育、文化、福祉の発展・向上に寄与すると認められる事業に対し助成を行います。

○応募資格

- （1）山梨県内に活動の本拠を有する非営利団体であること
- （2）政治的活動又は宗教的活動を主たる目的とする団体や、反社会的勢力と関係のある団体でないこと
- （3）直近3年度（令和5～7年度）に当財団から助成を受けていないこと

○対象事業

原則、①令和8年7月～令和9年1月の間に実施を予定し、②下記（1）～（4）のいずれかに該当する事業であり、③団体の自主企画事業であるもの

- （1）人材の育成及び養成に必要な事業
- （2）海外留学・派遣事業及び国際交流事業
- （3）教育機関等が実施する教育環境の整備・充実を目的とする事業
- （4）社会福祉事業

例

- ◇人材の養成を目的とした各種研修会や講演会等の実施
- ◇国外で開催される大会への選手派遣や外国人との交流事業の実施
- ◇児童生徒が実施する地域活動に必要な用具等の購入
- ◇障害者や高齢者の支援に関する事業の実施あるいはこれに必要な機器等の購入

※ 上記の事業であっても、次に該当するものは助成対象となりません。

- ・ 営利を目的とすると認められる事業
- ・ 団体が例年実施している事業と同種のものと認められる事業
- ・ 特定の個人や団体、又は実施団体の構成員もしくは関係者のみを対象とする事業
- ・ 他の団体（市町村は除く）等から補助・助成を受けている事業
- ・ 国及び県からの委託事業や補助事業への上乗せ・補完を目的とした事業
- ・ 国立大学法人附属諸学校・県立学校に係る事業については、建物の効用を増加させる費用等、その設置者が本来負担すべきものに関する事業
- ・ 政治的又は宗教的な宣伝意図を持つ活動や反社会的活動を目的とした事業

○助成について

（1）助成額

原則として、1件あたり50万円を限度とします。団体の自己負担率は定めませんが、申請内容・規模等の審査の結果、申請額を減額し助成決定することがあります。また、全体の応募状況等により、自己負担をしてもらうことがあります。

（2）対象経費

対象経費は、申請事業実施に必要な費用の範囲の額とします。

ただし、団体の職員等の旅費、人件費、団体の通常の運営に係る維持費及び備品などに係る経費等は助成対象となりません。

（3）予定件数

申請内容・規模等を勘案し、当財団の本年度予算の範囲内で助成します。

（4）審査

5～6月開催予定の理事会において審査し、助成団体を決定します。

（5）審査基準

- ・ 申請団体に事業実施能力があるか
- ・ 事業計画が具体的で、実現性があるか
- ・ 事業の収支見込みが明確であるか
- ・ 団体の自主企画事業であるか
- ・ 当財団の助成目的に合致した事業であるか
- ・ 不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業であるか

(特定の個人や団体、申請者の構成員や関係者のみを対象としていないか)

- ・助成終了後も事業の効果が継続するか など

※ 応募状況等により、これまで当財団の助成を受けた実績のある団体については採択を見送ることがあります。

(6) 助成金支払時期

理事会での助成団体決定後、改めて申請書を提出して頂き、7月末頃まで（予定）に団体が指定する口座に振り込みます。

(7) 事業実施に係る注意事項

- ・申請した事業内容の変更及び申請した経費以外への助成金の使用は原則認めません。
- ・事業実施に際し作成したパンフレットやチラシ・購入した物品等に、山梨鈴木助成事業財団が助成した事業であることを明示していただきます。
- ・事業実施後、所定の報告書の提出及び報告式での報告をしていただきます。

○応募について

(1) 募集期間

令和8年2月16日～令和8年4月6日（当日消印有効）

(2) 応募方法

所定の「助成調書」に必要事項を記載のうえ、添付書類を同封し、下記財団事務局へ郵送あるいは持参してください。提出書類の返却はいたしませんので、必要に応じ控えを保管してください。

(3) 提出書類（応募書類に不備がある場合は選考対象となりませんのでご注意ください）

- ・助成調書（財団指定様式）
- ・申請額の根拠となる経費見積書
- ・団体の定款あるいは規約（学校要覧等）
- ・役員名簿
- ・令和6年度の事業報告書及び決算書
- ・令和7年度の事業計画書及び決算書（令和7年度決算書については後日提出可）
- ・令和8年度の事業計画書及び予算書
- ・団体の活動内容を紹介する資料（パンフレット・新聞記事等）

(4) 提出先（問い合わせ先）

〒400-8504

甲府市丸の内1丁目6-1 山梨県教育庁総務課内

(公財)山梨鈴木助成事業財団事務局 渡邊 あて

TEL 055-223-1741 FAX 055-223-1744

(5) 助成調書の入手方法

助成調書の電子データの送付を希望される場合は、

kyouikusom@pref.yamanashi.lg.jpまでご連絡ください。

(6) その他

助成調書に記入された個人情報は、当財団の助成事業の審査、助成希望団体との連絡以外には使用いたしません。

【公益財団法人 山梨鈴木助成事業財団及び創立者鈴木元徳氏について】

当財団は、山梨県出身の実業家鈴木元徳氏（笛吹市石和町出身、明治41年～平成9年）が、山梨の教育、文化、福祉の発展・向上に寄与することを目的に、昭和63年11月に私財を投じて設立した財団法人です。

鈴木氏は、東京都築地で中央運送株式会社他数社を興し、我が国のトラック運送業界の発展に大きく貢献され、社団法人全日本トラック協会会長代行及び社団法人東京トラック協会名誉会長を務められるなど第一線で活躍されました。さらに、公益のための寄付を重ねられ、当財団をはじめ東京都や運輸省（現国土交通省）所管の公益法人を設立し、公益事業の推進に積極的に取り組まれ、教育、文化、国際交流、社会福祉等の様々な分野で公益の増進に寄与されました。その功績に対する紺綏褒賞の受章は22回に及び、平成元年には勳二等瑞宝章を受章され、平成8年には県政功績者特別感謝状を授与されております。

当財団は、鈴木元徳前理事長のご遺志を引き継ぎ、ご息女である椎名幸子理事長の下で助成活動を行っています。設立以来の助成実績は280事業を超えております。今後も積極的に事業を推進して参りますので、当財団への御理解・御協力をお願いいたします。